

健保 だより

デンカ健康保険組合

「付加給付」について

日頃より当組合の事業にご理解とご協力を頂きましてありがとうございます。

今回は「付加給付」についてご説明致します。

「付加給付」とは法定の健保給付金に付加して支給する給付金のことを指します。

当組合では財政状況が厳しくなったことで平成25年度を以て廃止しておりましたが、皆様からのご要望が多く、財政状況が落ち着いたこともあり、令和2年4月受診分より医療費に係る「付加給付」を復活したところです。

これにより、受診した際の医療費に係る自己負担限度額が大きく引き下げられました。

内 容

病院等の窓口で支払った医療費(各診療月における診療報酬明細書の1件ごとの自己負担限度額 ※)が 25,000円を超えた場合、超えた分が還付されます。

なお、算出した額が1,000円未満のとき、及び100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

※高額療養費を除きます。

支給方法

- ・**給与にて支給致します。**
(任意継続被保険者の方はご指定の口座へ振り込みます)
- ・**当組合に診療報酬明細書が到着してからの支給手続きとなりますので、最短でも受診月から3か月後の支給となります。**
(到着が遅れた場合にはさらに時間を要す場合がございます)

上記の内容は当組合独自の内容であり、制度を維持していくためには引き続き医療費節減に係る皆様のご協力が必要です。引き続きご理解とご協力を宜しくお願い致します。

